

相模原市と東京電力パワーグリッド株式会社との脱炭素社会の実現に関する
連携協定の締結について

2022年8月16日

相模原市

東京電力パワーグリッド株式会社相模原支社

相模原市（市長：本村 賢太郎）と東京電力パワーグリッド株式会社相模原支社（支社長：荒川 雅昭、以下「東電 P G」）は、「脱炭素社会の実現に関する連携協定」（以下「本協定」）を、本日、締結しました。

本協定は、相模原市の 2050 年における脱炭素社会の実現に向け、環境・エネルギー分野における相模原市と東電 P G の連携を強化するものであり、相互の強みを最大限活かして地域課題の解決に協働し、脱炭素型のまちづくりならびに持続可能な社会構築の推進を目的としています。

相模原市は 2020 年 9 月の「さがみはら気候非常事態宣言」において、2050 年に CO₂ 排出量実質ゼロを目指す決意を表明しました。この目標達成に向け、現行の「第 2 次相模原市地球温暖化対策計画（令和 2 年 3 月策定）（以下「市温対計画」）」を改定するまでの間、市温対計画で掲げた「低炭素社会の実現」を「脱炭素社会の実現」に転換し、達成までの道筋を示す「さがみはら脱炭素ロードマップ」を策定し、脱炭素社会への移行や地域循環共生圏の形成、SDGs の達成を目指しております。

東京電力グループは 2050 年における CO₂ 排出量実質ゼロの目標を掲げ、ゼロエミッション電源の開発とエネルギー需要の更なる電化促進により、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を始めており、具体的に以下の連携を進めてまいります。

＜連携事項＞

- （1）系統最大効率化を見据えた脱炭素に係る総合的取組に関すること。
- （2）市域におけるエネルギーの地産地消、面的エリアエネルギーマネジメント等の推進に関すること。
- （3）脱炭素型まちづくりに向けた電化等のエネルギーへの転換に関すること。
- （4）森林吸収源対策や環境保全に関すること。
- （5）災害時のレジリエンス強化に関すること。
- （6）脱炭素型ライフスタイルへの行動変容を促す取組に関すること。
- （7）その他、本協定の目標達成に資すると認められる事項に関すること。

相模原市および東電 P G は、本協定の締結を契機に、様々な分野で連携を図ることで、脱炭素社会・循環型社会・レジリエントな社会を目指すとともに、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、主体的・総合的に取り組んでまいります。

以上

＜別紙 1＞ 相模原市と東京電力パワーグリッド株式会社との脱炭素社会の実現に関する連携協定書

＜別紙 2＞ 相模原市と東京電力パワーグリッド(株)との脱炭素社会の実現に関する連携イメージ

＜別紙 3＞ 相模原市と東京電力パワーグリッド株式会社との脱炭素社会の実現に関する連携協定締結式

本発表内容に関する報道関係者のお問い合わせ先

東京電力パワーグリッド株式会社	神奈川総支社	広報・渉外担当	飯野	TEL：045-394-1233（代表）
				TEL：090-1846-9687（直通）
同社	相模原支社	渉外担当	竹内	TEL：090-3681-6005（直通）

相模原市と東京電力パワーグリッド株式会社との脱炭素社会の実現
に関する連携協定書

相模原市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力し、再生可能エネルギー等の利活用や脱炭素化に向けたエネルギーの転換を推進し、脱炭素社会の実現と地域循環共生圏の形成を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項（以下「連携事項」という。）を連携し、及び協力して実施するものとする。なお、実施にあたってのその他具体的な事項については、双方が協議して決定する。

- （1） 系統最大効率化を見据えた脱炭素に係る総合的取組に関すること。
- （2） 市域におけるエネルギーの地産地消、面的エリアエネルギーマネジメント等の推進に関すること。
- （3） 脱炭素型まちづくりに向けた電化等のエネルギー転換に関すること。
- （4） 森林吸収源対策や環境保全に関すること。
- （5） 災害時のレジリエンス強化に関すること。
- （6） 脱炭素型ライフスタイルへの行動変容を促す取組に関すること。
- （7） その他、本協定の目的達成に資すると認められる事項に関すること。

2 甲及び乙は、本協定による連携事項の推進に向け、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

3 乙は、本条に定める事項の一部について、甲と協議の上、乙の関係会社を実施させることができるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、連携事項の検討及び実施により知り得た他の当事者の秘密情報（当該他の当事者が秘密である旨を明示して開示した情報）を、書面による事前承諾なしに、第三者に開示し、又は他の目的に使用してはならない。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙のいずれからも終了の意思表示がな

いときは、本協定は同一条件により有効期間を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(法令の遵守)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

(協定の見直し及び解除)

第6条 甲又は乙が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、双方の合意により本協定の変更又は解除を行うものとする。

(疑義等の決定)

第7条 本協定に定めのない事項は、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

2 本協定の解釈などについて疑義等が生じた場合は、双方が誠意を持って協議し、解決に努めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和4年8月16日

甲 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市長

乙 神奈川県相模原市中央区千代田6丁目12番25号
東京電力パワーグリッド株式会社 相模原支社長



【連携内容】

- 市域内エネルギー資源の最大限利活用・地産地消
- 公共施設等の脱炭素化・災害時のレジリエンス強化による先進的まちづくりの推進



中心施策イメージ

市域内エネルギーの地産地消

公共施設等の脱炭素化

災害時のレジリエンス強化

- 市域内太陽光
 - 既存太陽光(卒FIT電源)
 - 新設太陽光発電
- その他再生可能エネルギー
 - バイオマス発電 等
 - 需要側蓄電池・EMSと連動した面的エリアエネルギーマネジメント
 - 自己託送・環境価値証書化

- 再エネ導入と省エネ
 - 建物のZEB化等
- モビリティの電化等
 - 公用車EV化、充電設備の拡充
 - 蓄電池としてのEVの活用
- グリーンインフラ整備・環境教育
 - 森林吸収源対策
 - 脱炭素型ライフスタイルへの行動変容の促進

- 分散型エネルギー設備の導入
 - 蓄電池 等
- エネルギーの一元管理・最適化
 - EMS(エネルギー・マネジメント・システム)の導入
 - 一元的な見える化を通じた需給調整
 - 系統の最大効率化

市域内の再エネ
(わさつ電源の導入等)

新設太陽光発電



■ :再エネ電力

オフサイトPPA



既存の
再生可能エネルギー

自己託送



環境価値
証書化

市域内の需要場所(わさつ電源、EMS導入等)

ZEB化
(再エネ導入・省エネ)



森林吸収源対策
環境教育



公共施設群

エネルギー一元管理・
最適化

分散型エネルギー設備導入



モビリティの電化

民間施設・産業部門

【将来取組】・民間や産業部門も巻き込んだ再エネ地産地消・系統最大効率化・VPP形成

相模原市と東京電力パワーグリッド株式会社との脱炭素社会の実現に関する連携協定式



【左から、荒川相模原支社長（東電P G）、本村相模原市長】